

令和5年度第3回旭川中央警察署協議会議事内容

1 開催日時

令和5年12月14日（木） 午後2時30分から午後3時30分までの間

2 開催場所

旭川中央警察署 3階大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 7人（定員11人）

会 長	上 西	義 幸
副会長	素 野	香 織
委 員	打 本	紀美恵
委 員	北 塔	光 士
委 員	河 端	勝 彦
委 員	山 崎	里 佳
委 員	坂 上	幸 男

(2) 旭川中央警察署員 8人

署 長	川 村	茂 幸
副署長	新 井	伸 昭
刑事・生活安全官	木 川	和 哉
地域官	菊 地	太 郎
交通官	村 越	俊 文
事務局 3人		

4 業務説明

- (1) 旭川中央警察署の近況について
- (2) 犯罪被害者支援等について

5 協議・質疑応答

【委 員】

なぜ犯罪被害者支援特化条例が必要となるのか。

【事務局】

犯罪被害者支援は、警察だけでなく、地域全体で行うことが重要で、そのためには根拠規定が必要となります。

根拠規定は、住民の民意を反映することのできる条例であることが望ましく、きめ細かな支援を行うためにも、道条例とは別に、市町村独自の条例を制定することが重要となります。

【委 員】

どういった犯罪が支援の対象となるのか。

【事務局】

殺人罪や不同意性交等罪等の身体犯や、交通死亡事故等の重大な交通事故が対象となっています。

【委員】

市町村のバックアップも必要となると思うが、犯罪被害者を市町村では把握できないのではないか。

【事務局】

条例を制定し、市町村と警察署で犯罪被害者支援に関する協定を結ぶことで、犯罪被害者の情報を共有することができます。